

令和2年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 令和2年9月10日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和2年9月10日 午前8時59分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 1. 付託案件
 - 議案第58号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第64号 旧慣による公有財産の使用廃止について
 - 議案第65号 旧慣による公有財産の使用廃止について
 - 議案第66号 財産の取得について
 2. 出資法人の事業報告及び決算報告について
 - ・一般財団法人可児市公共施設振興公社
 3. 報告事項
 - (1) 可児市国土強靱化地域計画の策定について
 - (2) 令和3年(令和2年分)確定申告及び市県民税申告の実施方法について
 - (3) 第2期可児市総合戦略(案)について
 - (4) 令和2年国勢調査の実施について
 - (5) 一般財団法人可児市公共施設振興公社について
 4. 協議事項
 - ・今期委員会の調査研究課題について
5. 出席委員 (7名)

委 員 長	天 羽 良 明	副 委 員 長	大 平 伸 二
委 員	亀 谷 光	委 員	富 田 牧 子
委 員	山 田 喜 弘	委 員	田 原 理 香
委 員	奥 村 新 五		
6. 欠席委員 なし
7. 参考人
 - 一般財団法人 可児市公共施設振興公社 事務局長 吉 田 隆 司
8. 説明のため出席した者の職氏名

企 画 部 長	酒 向 博 英	総 務 部 長	田 上 元 一
観 光 経 済 部 長	高 井 美 樹	総 合 政 策 課 長	渡 辺 勝 彦

税務課長 長瀬 繁生
防災安全課長 中井 克裕
企業誘致課長 小池 祐功

管財検査課長 池村 一郎
産業振興課長 河地 直樹

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 宮崎 卓也
議会事務局記 土屋 晃太郎

議会総務課長 梅田 浩二
議会事務局記 林 桂太郎

○委員長（天羽良明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務企画委員会を開催いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、執行部の出席については、最小限にとどめておりますので、よろしく願いいたします。

なお、発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは初めに、議案第58号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○税務課長（長瀬繁生君） おはようございます。

議案第58号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料番号1、議案書の10ページと、資料番号11、提出議案説明書の1ページを御覧ください。

今回の市税条例の一部改正は、第20条の5第1項の寄附金税額控除の対象となる寄附先を市内に事務所または事業所を有する者に限定しているものを、県の条例基準に合わせて、県内に主たる事務所を有する者とし、寄附金の対象を広げるものです。

また、第20条の5第1項第11号で、寄附金税額控除の対象となる寄附金に市長が指定する寄附金を追加するものでございます。

それでは、内容について御説明させていただきます。

市では平成20年に税制改正に伴う市税条例の改正で、市内に事業所を有する者に限定し、寄附金控除を行ってまいりました。例えば県内の市外にある地方独立行政法人等に寄附をいたしましても、岐阜県税条例で定めた者の県民税は控除されますが、市民税は控除の対象とはならないということでした。

今回、新型コロナウイルス感染症等によるイベントの中止等による払戻し請求権を行わなかった場合に受けることができる寄附金控除について、6月議会において議決をいただきましたけれども、例えば可児市と県条例の基準に合わせている近隣市の人が同じ県内のイベントに行く予定が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった場合に、そのチケットの払戻しをせず主催者に寄附をしても、県税条例の基準に合わせている近隣市は県民税、市民税が控除となりますが、可児市民は現行ですと市外に主たる事務所を有する法人や、県条例で指定した市外の法人への寄附は、県民税は控除されるが市民税は控除対象外となり、不利益が生じることとなります。

寄附金控除につきましては、県内のほとんどの市が県の税条例基準に合わせており、異なる運用をしているのは可児市を含め県内に4市ありますけれども、可児市以外の3市も県条例の基準に合わせて改正を検討しております。

また、今回県の税条例に合わせることにより、県内に主たる事務所に寄附の範囲を広げま

すが、今まで市内に事務所を有している学校法人等への寄附が除外をされてしまいますので、11号を新規で追加することで、今までと同様に寄附の対象とすることといたします。

改正による市税の影響につきましては、令和2年の寄附金控除額を参考にいたしますと4万5,000円ほどになり減収となりますけれども、市税全体とすると大きな影響はないと考えております。

なお、施行日は令和3年1月1日施行といたします。

説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

これより議案第58号に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

○委員（山田喜弘君） 学校法人というのは、具体的には岐阜医療科学大学で、それは本部と
いうかあれが東京にあるからということですか。

○税務課長（長瀬繁生君） 岐阜医療科学大学は、本部が名古屋にございまして、例えばそれが、今までですと市内に事務所があったものですから、寄附の対象になっていましたけれども、今回それが除外されるということで11号でそれを追加すると。例えばもう一つ、帝京大学もそうですけれども、こちら東京に事務所がございまして、それも除外されてしまいますので、今回それも含めるという形で11号を追加させていただいています。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに質疑のある方は、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

発言はないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、討論を終了したいと思います。

これより議案第58号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第58号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 旧慣による公有財産の使用廃止についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○管財検査課長（池村一郎君） 土田財産区の土地売却に伴います旧慣による公有財産の使用
廃止についてでございます。

土田大脇地内で、昨年度から国土交通省岐阜国道事務所が施工されます一般国道41号土田地内のり面防災工事のため売却するものです。

資料の1番でございます。議案書配付資料の1と11でございます。失礼いたしました。議案書の中に配付書類といたしまして15番がございますので、それが位置図になります。御覧ください。

議案書の位置図には、国道41号の大脇交差点南西付近にあります斜線部が当該地となっております。土田字大脇4909の一部でございます。地目は保安林、処分面積は767.38平米、売払い価格は117万4,091円でございます。

これまでの経緯といたしまして、令和元年10月25日に、土田財産区管理会に対して、国道事務所から事業の説明がございました。令和2年4月16日に土田財産区管理会におきまして補償内容等の合意を得られ、8月4日には売払い価格についても合意をされております。先日、令和2年6月の議会の総務企画委員会のほうでも御説明差し上げたところです。

本件につきましては、面積が5,000平米以下で売払いについては議案に付するものではございません。旧慣による公有財産の使用廃止についての議案となります。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより議案第64号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

○委員（奥村新五君） ちょっと分かりませんのでお聞きしたいんですけど、この坪単価というのは、どういうところで決めて、安いのか高いのかということ、次の議案にも同じことがありますけど、どういうところで価格設定がされて、それが一般的にいうと何を基準にして高いのか安いのかをちょっと教えてください。

○管財検査課長（池村一郎君） 議案第64号につきましては、国土交通省のほうで鑑定士の調査により価格を決定されております。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第64号 旧慣による公有財産の使用廃止についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第64号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 旧慣による公有財産の使用廃止についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○**管財検査課長（池村一郎君）** 二野財産区の土地売却に伴います旧慣による公有財産の使用廃止についてでございます。

お手元の資料は議案配付資料1、11、資料2でございます。

資料1は22ページでございます。11は3ページでございます。資料のほうは16番のほうでございます。

では委員会の資料に基づきまして御説明差し上げます。

可児市二野地内の可児自動車学校の南西付近におきまして、前畑株式会社が計画する宅地造成事業用地として売却をするものです。

位置図にございます自動車学校の西側にある斜線部が当該地となっております。地番は二野字猿洞1883。地目は山林。処分面積は、公簿面積で264平米、実測面積で416.75平米となっております。売払い価格につきましては75万6,401円でございます。こちらにつきましては、近傍の実売価格を参考にいたしまして価格を決定しております。

当該地につきましては、道路に接していないこと、また二野財産区が管理するほかの土地とも接しておらず、飛び地となっているため、当該地単独では利活用が困難であることから、財産区管理会も処分に同意をされております。

こちら経緯といたしましては、令和元年12月12日に二野財産区管理会に事業説明を行っておられます。令和2年5月22日には、二野財産区管理会におきまして補償内容の同意を得られております。今年の令和2年の6月議会定例会におきましては、総務企画委員会、こちらのほうで説明を差し上げております。

本件につきましても売払い面積が5,000平米以下でありますので、旧慣による公有財産の使用廃止についての議案となります。以上でございます。

○**委員長（天羽良明君）** ありがとうございます。

質疑はございますでしょうか。

○**委員（田原理香君）** 1つ教えてください。

この地図を見ますと、このところだけの面積で廃止区域になっているんですが、この周りの土地は、例えば前畑株式会社が持ってらっしゃったのか、宅地にされるとあるけれど、その辺の周りの地図、周りの面積、周りど、それから前畑株式会社との関係、その辺はどういうことになっているんでしょうか。

○**管財検査課長（池村一郎君）** こちら、宅地造成計画につきましては、先般、前畑株式会社の方から計画が示されまして、こちらの土地を含む近傍地を取得されて住宅地を形成されるというふうに聞いております。以上です。

○**委員（田原理香君）** その前畑株式会社は会社を建てられるわけですか、それとも宅地ですか。住宅としてやられるのか、その辺は分かりませんか。

○**管財検査課長（池村一郎君）** 計画の中では戸建て住宅が2棟、それからアパート、集合住宅が1棟というふうに聞いております。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますか。

○委員（奥村新五君） 実測の面積とかなり差があるんですけど、これはどういったことでしょうか。

○管財検査課長（池村一郎君） こちら、現地が山林ということで、可児市内、山林の土地はよくあることなんですけれど、法務局に登録されております面積に比較して現地がいわゆる縄延びというんですけど、現地のほうの面積が大きくなるということは多々あることでございまして、こちらの二野地内につきましては非常にちょっと縄延びが大きかったというふうに聞いております。以上でございます。

○委員（奥村新五君） 多少昔の測量と差が出るということがあるんだけど、1.5倍というのは許容範囲のうちなのですか。それとも一つ、264平米というと約80坪だと思うけど、それと1.5倍になると価格的に整合するんですか。

○管財検査課長（池村一郎君） 縄延びの率につきましては特に基準がございませんので、周辺の土地所有者の合意が得られるということであれば、その面積で確定されていくものでございます。

あと、単価につきましても、面積全体で幾らというふうに決めておらず、もともと坪単価というか、平米単価を決めた上で合意を得られておりますので、縄延びした分、その面積で価格を決定しておりますので、二野財産区管理会はこれで同意をされております。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第65号 旧慣による公有財産の使用廃止についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第65号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○企業誘致課長（小池祐功君） まず議案の説明の前に、今年度より可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業が事業化されましたが、現状の報告につきましては当初この委員会での

報告を予定しておりましたが、今回、川上議員から一般質問いただき、答弁させていただきましたので、それをもって報告に代えさせていただきますので、御理解よろしく願います。

それでは、議案説明をさせていただきます。

議案第66号 財産の取得でございます。

議案書1番、23ページ、議案説明書11番、3ページ、そして関係の資料17番となります。よろしく願います。

本事業の令和2年度は用地買収及び家屋移転が主となりまして、地権者は86名。そのほとんどを占める農振区域内の農用地の契約は、10月に合同調印形式で行う予定であります。

しかし、今回上程させていただきました7つの契約案件につきましては、可児市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条による議決要件である2,000万円以上かつ5,000平米以上の土地不動産の買入れの対象となりますので、先に仮契約を行い、今回上程させていただいたところでございます。

対象となる土地の所在等は議案書どおり45筆、位置関係につきましては、関係資料17に示すとおりでございます。

価格は4億5,151万1,800円、契約相手は7名となります。

以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

これより議案第66号に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

○委員（富田牧子君） 今回これだけの土地ということですが、あとの部分についてはどういう見通しになっておりますか。

○企業誘致課長（小池祐功君） 今回の契約が全体の約3割を占めるわけなんですけど、残り約7割の農用地の契約につきましては、先ほど御説明したように10月の初旬に合同調印を行う予定でございます。

あと家屋関係につきましては、個々事情に合わせながら契約を進めていきます。以上でございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、10月の初旬に合同調印形式でやるので、全体がもうほとんど取得できるという、そういうことですか。

○企業誘致課長（小池祐功君） はい。その見込みでございます。

○委員長（天羽良明君） 富田委員、よかったですか。

○委員（富田牧子君） どうしても買えないとかそういうところはないわけですか。

○企業誘致課長（小池祐功君） 当初計画していた開発エリアの中で、1筆だけどうしても交渉が難航している状況がございます。そして、その部分につきましては、今の設計の段階では外して開発計画を立てております。今後、粘り強く交渉を続けて、仮に承諾を得ることができるよう状態になりましたら、そこも含めて全体の開発区域というような形で事業を

推進していきたいというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） それは、この17の地図でいうとどこら辺に当たるわけですか。

○企業誘致課長（小池祐功君） 個人情報に関わることですので、なかなか位置指定が難しいんですが、ほぼこの17番の関係資料の中央部になってきます。

関係資料17番の地図の中では約中央部になってきますが、全体開発エリアの中におきましては、調整池を計画している南のほうのところの真ん中辺りというような位置関係になってきますのでよろしくお願いします。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますでしょうか。

○委員（亀谷 光君） 今の件ですけれども、坪数は大体何坪ぐらいがそういう状況になっているんですか。話がまとまらない坪数は。

○企業誘致課長（小池祐功君） ちょっと今、手元に資料がございませんが、約2反田んぼの面積になってくるというところがございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますでしょうか。

○委員（奥村新五君） 先ほどの2反の田んぼというか地主さんなんですけど、全体の計画としては、万が一のことがあったとしても計画としては進行できる状況ということを理解しているんですか。

○企業誘致課長（小池祐功君） 現在の詳細設計につきましては、その対象地を抜いた形で設計を進めておりますので、万が一というか大丈夫でございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第66号 財産の取得についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第66号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで議事の都合により暫時休憩いたします。

執行部の方は御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

休憩 午前9時27分

再開 午前9時29分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

次に、出資法人の事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

本日は参考人として、一般財団法人可児市公共施設振興公社より事務局長 吉田隆司さんに御出席をいただきました。説明は簡潔に行っていただくとともに、事前に提出いたしました質疑についても併せて回答をお願いいたします。それではお願いいたします。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） おはようございます。

それでは、資料番号19でよろしかったでしょうか。それでは、資料番号19を御準備いただきたいと思えます。

令和元年度事業報告及び収支決算書、こちらの資料に基づいて説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。

令和元年度の事業報告といたしまして、一番上に事業の概要というのを書かせていただいております。

当公社につきましては平成2年3月に設立ということで、おおむね30年経過したような状況でございます。平成25年4月に一般財団法人に移行いたしまして、その目的といたしましては、文化芸術の向上、スポーツ・レクリエーションの振興に関する事業の実施及び可児市等が設置または管理する施設等の管理運営を受託し、市民の福祉増進に努めるという、これが公共施設振興公社の目的でございます。この目的を達成するために事業を行ってまいりました。

令和元年度の事業の内容につきましては、こちらに書かせていただいております。まず1つ目が可茂衛生施設利用組合から指定管理者の指定ということで、平成32年度まで、令和2年度まででございますけれども、指定管理を受けまして、わくわく体験館の管理運営をやってまいりました。これが1つ目の事業でございます。

その実施の結果でございますけれども、年間利用者数が前年度と比べて0.1%の減少、それから収入につきましては4.3%の増加ということで、おおむね前年度と同様の結果ということでございまして、順調にこのわくわく体験館の管理運営というものを実施いたしました。

なお、新型コロナウイルスの感染防止ということで、館の閉鎖というのを3月25日から行ったということでございまして、結果としてはそんなに大きな影響はなかったということでございます。

それから、その下に2つ目といたしまして、可児市から学校給食センターの給食調理業務及び市立保育園の給食調理業務、こちらを受託いたしまして、給食の提供を実施してまいりました。こちらも大きな問題とか事件等なく、順調に業務を実施いたしました。

なお、この業務につきましては、令和2年度、今年度でございますけれど、受託ができなくなったため、令和2年3月31日付で関係する職員全員を解雇したということでございます。

新型コロナウイルスの関係、感染防止につきましては、小・中学校の学校給食、こちらは令和2年3月2日から休止と、保育園はそのまま実施ということでございます。

それから、3つ目が公社の全体的な運営ということで、理事会等の業務、そういった業務につきましても適切に実施したということでございまして、事業は大きく3つに分かれた事業として順調に実施ができましたということでございます。

それから、下につきましては、わくわく体験館におけます事業の内容を書かせていただいております。

説明は簡単でございますが、特に一番下に講座名、体験コース、入門コース、基礎講座、企画講座といろいろありますけれども、有限会社可児ガラス工房という会社、こちらにガラスの関係は委託をいたしまして、そこで吹きガラスとかトンボ玉とかステンドグラス、こういったガラス工芸の講座等を実施してまいりましたということでございます。

一番文章の下にあります令和2年2月29日から当館主催事業を休止、新型コロナウイルス感染症の関係でございますが、3月25日から全て休止ということでございます。新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、ゼロではないですけど、そんなに大きな影響は令和元年度中にはなかったということでございます。

特に講座でいきますと、土田のびいどろの再現講座、こちらをやっておりますので、この辺が可児市とガラスとの関係、こういった意味を持たせた講座ということでございますので、特徴のある講座ということでございます。

次に、2ページは特によろしくて、3ページにはわくわく体験館の業務の中で、貸館事業もやっております。宿泊室、体育館、会議室、浴室、こちらの貸館業務ということでございまして、記載のとおりの実績ということでございます。適正実施ということでございます。

それから、特徴として3ページの一番下に自主事業というところを記載しておりますけれども、新たな事業として講演とガラス作品の制作をセットしたということで、新たな事業としてこの3つの事業を実施いたしました。

それから、4ページでございますけれども、公社としましてはガラスの講座をわくわく体験館という建物の中でやるだけではなくて、出前講座というところでいろんな地区に出張いたしましたして、そういったところでガラスの体験ができるようなことも開催し、広くそういった講座を楽しんでいく機会を持っていただくということで活動しております。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと思っております。

6ページの3のところ、学校給食センターの給食調理事業、こちらを記載してございますが、安全・安心な給食の提供ということで、先ほど申し上げました大きな事件もなく提供できたということでございます。

給食の調理数につきましては、前年度に比べて減の状態ということでございます。

新型コロナウイルスの関係は、3月2日から休止ということでございます。

次に4番の保育園給食調理事業、こちらにつきましては新型コロナウイルスの関係はなしということでございますけれども、安全・安心な給食の提供ということで、こちらも適正に実施をいたしました。

給食の提供数につきましては、保育園につきましては前年に比べて増というような感じでございます。

なお、新たにめぐみ保育園にて土曜給食というのを始めましたので、その関係もプラスということになっております。

7ページを御覧ください。

7ページでは理事会、評議員会等の開催の内容等が記載してございますけれども、基本的に定例理事会が年2回ということに決まっておりますけれども、それ以外に臨時で3回令和元年度は理事会を開催したと。令和元年8月16日の第3回理事会におきまして、可見市立小・中学校、保育園・幼稚園給食調理等業務についてということでございまして、これが市の方針によって令和2年度から小学校、中学校、それから幼稚園等の給食調理業務を包括的に委託するという方針が出された中で、公社としてはどうするかというところを理事会のほうでかけまして、公社としてはその業務を受けるという決議をしたわけですが、結果的にはプロポーザルによって次点になってしまったので、その業務を受けられなくなってしまったということであります。意思としては受ける意思はあったけれども、結果としてプロポーザルによって受けることができなくなってしまったというのが経過でございます。

次に、8ページを御覧ください。

8ページにつきましては、職員の異動の関係を書かせていただいております。通常の定年退職の後にずっと書いてありますが、今説明しましたように新年度から給食調理業務を受託することができないということが決まりましたので、その関係で給食センター及び保育園に勤務している職員全員を整理解雇したということで、その関係が上から3つ目の9月30日に1人、それから10月30日に1人、それから3月31日以降ずっと書いてありますが、この人たちが業務を受けることができなくなったという関係で退職をした人たちということになります。

その内訳が(2)から書いてありますけれども、一番左に勤務場所ということで学校給食センターというのがあります。職員区分が一般職員、嘱託職員、パート職員ということでありまして、それぞれの合計が一番右にそれぞれ36人、6人、6人と、合計48人ということですが、書いてありまして、それからその下、保育園が同様に、一般職員が8人、嘱託職員が1人、パート職員が2人ということで、この方たち11人ですけれども、合計59人の方が整理解雇ということになりました。この手続というか、どのように説明してきたかということなんですけれども、最終的にプロポーザルの結果が出たのが令和元年9月25日、この日にプロポーザルの結果が発表されまして、公社は次点でしたよということでした。ですので、その日に職員全員を集めてプロポーザルの結果はこういうふうになってしまいましたということで、新年度は業務の受託はできませんということを説明して、その後なんですけれど、

まず基本的には次の会社が株式会社東洋食品に決まりました。株式会社東洋食品は採用の条件を出して、その条件がオーケーであれば基本的には全員採用するという方針でした。したがって、公社の職員はもし東洋食品の条件さえのめば全員行けるといような状況での再就職の方向性ということでございます。東洋食品がどうしても合わない、行きたくないという人につきましては、その次の方策として公益財団法人の産業雇用安定センター、そういった組織がございまして、そのこの組織を利用することによって次の職を探すことができるということでございます。産業雇用安定センターというのは、各県に1つずつありまして、内容につきまして言うとマンツーマンで本人の意向を聞きつつ、その本人に合った仕事先を探してくれるということで、ハローワークよりもちょっとマンツーマン的にできるという意味で、結構利用価値があるような機関でございます。その産業雇用安定センターも紹介し、そこを利用して次の仕事を探すというところまで公社のほうとしては職員について案内をさせてもらったということでございます。

その結果がここに書いてあるわけですがけれども、最終的に東洋食品に行かれた方が学校給食センターでは21人、保育園では全員の方、それから就職決定でその他というのは、これは御自身で違う職場を探されたということがあって、この方たちは自分でハローワークを使って探されたのか縁故等を使って探したとか、そういうのはあると思えますけれど、そういった形で4人の方が東洋食品以外のところに決まったと。その右に書いてある就職未定者というのが23人あるわけですが、この人たちは東洋食品には行きませんよという選択をして、いろんな人が見えるんですけど、もう定年退職だから次は働きませんという方もあるし、年齢がいつているから働かないという人もあるし、しばらく働いてきたのでちょっと休もうかなと、雇用保険がもらえるので休もうかなという、いろんな人が見えて、ただそれは内容は私どものほうとしてはちょっと把握していないので、結果的には23人の方が3月31日でも就職せずにという状態だったよというところが3月31日の状況ということでございます。

9ページに職員の配置状況を記載してございますけれども、ここの一番右に人数がそれぞれの機関ごとに書いてありますが、65人という職員がいましたけれども、給食の関係の職員全員退職ということですので、5人だけが残っているのが現在の状況ということになっております。

続きまして、決算ですね、お金のほうの説明をします。

11ページを御覧ください。

11ページには正味財産の増減計算書というのを載せさせていただいております。一番上段に当年度、前年度増減ということでございまして、一番下を見ていただきますと、当年度2,439万7,620円ということで、前年に比べて309万1,184円というのが増ということで決算書が上がっております。

その内訳を12ページで御覧いただきたいと思えます。

12ページの一番上段に科目がございまして、それぞれの事業が記載してございます。先ほど申し上げましたように事業といたしましては、一番左から文化芸術及びレクリエーション

の振興事業、次にわくわく体験館の施設の管理・貸館事業、次に学校給食センターの給食調理事業、次に保育園の給食調理事業、小計がありまして、次に法人会計ということで合計という構成になっております。

なお、一番左の2つの文化芸術及びレクリエーション振興事業とわくわく体験館の施設管理・貸館事業、これはわくわく体験館でやっている事業ですので、2つを一緒にして考えていただければいいかなというふうに思います。

それぞれの最終的な計上の増減の額は、当期計上増減額の欄を見ていただきますと、文化芸術レクリエーション事業につきましては152万5,600円のマイナス、それからわくわく体験館の貸館事業につきましては154万5,263円のプラス、それから学校給食センターについては268万1,224円のプラス、保育園につきましては37万9,428円のプラス、法人につきましては1万869円のプラスということで、合計の欄を見ていただきますと、309万1,184円のプラスということになっております。

一番右の今の合計の欄の、そこから下へ見ていただきますと、309万1,184円と期首残高が630万6,436円ありまして、合計で一般正味財産の期末残高につきましては939万7,620円あります。それにその下の1,500万円、出資金なんですけど、これを合わせて2,439万7,620円の正味財産の期末残高ということになっております。

13ページには貸借対照表が書いてありますが、今言った金額の記載ということでございます。

それから、14ページにつきましては財産目録というものがありますけれども、財産目録につきましては基本的には財産につきましては記載のとおりでございますけれども、普通預金、あるいは定期預金、こういった形で今言った金額のものを持っているということでございます。

会計の状況は以上でございます、事前にいただいております事前質疑でございます。事前質疑につきましての回答でございますが、学校給食センター職員及び保育園調理業務員は、3月31日付で整理解雇されたが、株式会社東洋食品に再就職されたのが保育園調理業務員12人と元センター職員21人で、その他は4人となると。就職未定者23人についてはあっせんしたが決まらなかったとの理解でいいかというお話でございますが、おっしゃられるとおりで、先ほど申し上げましたように、基本的には職員全員について第一義的には東洋食品、第二義的には産業雇用安定センターというのを紹介し、それで決まらなかった人は23人ということでございまして、先ほど申し上げましたように23人の方の中でも就職をしたくて決まらなかったのか、もう働くつもりはなくて決まらなかったのか、それは分からない状況ですけど、基本的には23人の方が働かずに残っているということでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

○委員（富田牧子君） 先ほどの報告では、令和元年9月15日にプロポーザルの結果が出たということでしたが、プロポーザルに応募したということ私が一つ思っているのは、一番問題になっていたのが配送車の問題で、車を売り払うということなので配送車を準備しなければならない。それがなかなかできないからということだったと思いますが、このプロポーザルに応募したとき、この問題はどういうふうクリアしようというふうで案を出したんでしょうか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） 配送業務につきましては、私どものほうとしては再委託をする。公社として配送の車両を持つとか、そういうことはできないので、基本的には前あった会社の人に再委託をするということ動いておりましたので、そこからの見積りに基づいて私どものほうとしては提案をさせていただいたということでございますので、公社としてそこまで踏み込んだ積算というのはなくて、相手からの見積りで出させてもらったということでございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますか。

○副委員長（大平伸二君） 事前質疑の答弁もいただきまして、ありがとうございます。また、今日御出席いただきましてありがとうございます。やっぱり出資法人の監視役というわけやないけど、しっかり説明をしていただかないとチェック機能を果たさないと駄目だと思っていますので、質疑をお願いしました。

事前に出した質疑の中で、今御答弁いただきましたけれども、この説明を受けたときに、ここの代表は高木副市長ですよね。そのときに給食センターの職員に関しては誠心誠意努力して再就職をあっせんするという御答弁をいただいていたので、あえてこういう質問を出させていただきましたけれども、今決まっていない23人については諸事情があって決まっていないんだということは把握されてこういう結果になったんだという御説明をいただきましたので、今後ともこういう問題がどこかで起きてくるかというのはあると思うんで、やっぱり整理解雇という形になったときには職員に対しては安定した職探しと、それからそれを担保する雇用はあるにはあると思うんで、丁寧に進めていただきたいということをお願いしたい。それだけですので、ありがとうございます、丁寧な御説明。以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑はございますか。ありませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終わります。

参考人の吉田事務局長、ありがとうございます。御退席いただいて結構です。

ここで皆さんにお諮りしますが、10時10分まで休憩とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、10時10分まで休憩といたします。

休憩 午前9時56分

○委員長（天羽良明君） それでは皆さん、会議を再開いたします。

報告事項 1. 可児市国土強靱化地域計画の策定についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明をお願いします。

○防災安全課長（中井克裕君） 資料4をお願いいたします。

6月の総務企画委員会でも報告させていただいているんですけども、可児市国土強靱化地域計画の策定について報告させていただきます。

1. 国土強靱化地域計画について。

国土強靱化とは。

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災、減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

国土強靱化地域計画策定の理由・根拠。

地方公共団体は、必要な事前防災等を計画的に実施することにより、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護するため、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有しています。その責務を達成するため、地域計画を策定することができるかとされています。

国土強靱化地域計画策定の必要性。

地域計画に基づく事業に対する国の交付金等は、令和2年3月時点で9府省庁46種類あります。令和3年度以降、地域計画を策定していることが、国の交付金等の審査決定において、重点配分・要件化等をされる見込みでございます。

国土強靱化ということで、強靱化って何だというお話なんですけれども、強くてしなやか、回復力というふうに国のほうでは言っています。防災の中には、防災・減災という言葉がございまして、最近では縮災という言葉が出てきています。これが強靱化かなというふうに考えております。

まず、防災というのはハード対策ですね。構造物で守る。でも、コストや想定外で守り切れない、結局被害はなくせない。ということで、減災ということでソフト対策。命を守るために避難優先。それで被害が軽減されるんですけども、それでもやはり被害はあると。ということで縮災。これは迅速な復旧・復興。元の生活に早く戻るため、被害から早く抜け出したい。回復力、時間軸というものがあるという、経済等も含めてですね。そういった回復、早く復興できるというふうにしたいたいというのがあります。

財政面のほうからいきますと、令和3年度以降、策定していることが国の交付金等の審査決定において要件化等がされる見込みでございます。平成30年度の実績でいきますと、幅広い施策分野で可児市において約2億円の該当がございまして。

四角の大きい2番、国土強靱化地域計画と地域防災計画の違いについて。

可児市地域防災計画。風水害、地震災害、原子力災害・事故災害を対象として、事前対策、災害応急・復旧対策などの各種対応策をまとめた計画です。

可児市国土強靱化地域計画。各種災害等によって引き起こされるあらゆるリスクを対象としており、最悪な事態に至らないための、事前に取り組むべき施策・事業等をまとめた計画です。

地域防災計画には今ございますけれども、これと国土強靱化地域計画と何が違うのかということなのですが、まず法律が違います。地域防災計画というのは災害対策基本法に基づいております。計画の前提としましては、災害ごとの被害を想定しております。風水害であったり、地震といったものでございます。これに対しまして、国土強靱化地域計画の法律はちょっと長くなるんですが、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法という法律に基づいております。計画の前提としましては、あらゆる大規模自然災害等による起きてはならない最悪の事態を想定というふうになっております。この地域計画は策定できるという規定になっておりますので、必ず必須ではございませんが、先ほどの交付金等の関係もありまして可児市ではつくりたいというふうに考えております。

3番の計画の構成。

第1章、計画の策定趣旨、位置づけ。計画の策定趣旨、位置づけ、計画期間等を示します。

第2章、可児市国土強靱化の基本的考え方。国土強靱化基本計画及び第2期岐阜県強靱化計画の基本目標を踏襲し、当市の基本目標を設定します。可児市政経営計画で掲げる重点方針と調和を図りつつ、計画策定していく旨を示します。

2ページをお願いします。

第3章、可児市の現状と課題、施策の推進方法。計画の対象となる自然災害（水害、地震など）を設定します。自然災害により引き起こされる最悪の事態、これリスクシナリオと言っておりますけれども、最悪の事態について検討します。国（45項目）、県（26項目）の設定するリスクシナリオを参考に、地域特性を取り入れ、可児市におけるリスクシナリオを設定します。今19項目を考えております。

第4章、リスクシナリオごとの脆弱性評価と施策の推進方針。リスクシナリオごとに、脆弱性について分析をします。脆弱性の分析結果を踏まえ、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき対策を検討します。可児市政経営計画で掲げる重点方針と調和を図り、リスクシナリオとの関係をまとめ、施策の推進方針を示します。

第5章、計画の推進と見直し。第4章で定めた施策の推進方法を示します。計画期間の設定、毎年の目標内容及び数値の進捗確認、次年度目標を設定した上での計画の推進でございます。

3ページを見ていただきまして、これらの最悪の事態、リスクシナリオというお話をさせていただきましてけれども、ここに補足説明資料をつけさせていただいております。

国が45項目、県は26項目の設定するシナリオを参考に、地域特性を取り入れ、可児市では19項目と考えております。

まず、国の計画で45項目の最悪の事態というのが設定されております。ここから岐阜県が26項目というふうになっております。国の計画から削除された項目の主なものなんですけれども、津波とか首都圏の中央官庁機能、あと海上輸送といった岐阜県には関係ないものが省かれて、追加することも可能なものですから、岐阜県では亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による死傷者の発生というのをリスクシナリオと考えて26項目になってございます。

可児市はここから火山噴火でありますとか、豪雪、今の亜炭鉱廃坑跡といったものを省きまして、可児市の地域特性ということで外国籍市民との災害情報が相互伝達できない事態を加えまして、19項目を設定しております。

4ページ目を見ていただきますと、19項目なんですけれども、一番左側にはカテゴリーということで7項目ありまして、その右側にリスクシナリオ、起きてはならない最悪の事態が分けてございまして、これが19項目あるということでございます。

国が挙げている例としては、例えば無電柱化、あと幅の広い道路や公園の整備というのも国としては挙げられてございます。無電柱化ですと、災害時なんかには電柱の倒壊の防止と。道路や公園の整備ということには災害時には延焼の防止ができる。どちらも平時のことも考えられていまして、無電柱化になると景観が向上すると。あと、幅の広い道路や公園の整備というのは、平時には地域交流の場として使えるというふうに平時の利活用についても触れられてございます。道路が通行できなければ今までも言われてきたように救助や避難生活のための物資供給活動を実施するには困難であることに加え、早期復旧に重要な経済活動や地域の社会活動の妨げにもなります。この辺りが強靱化計画に触れられているということでございます。よって、幅広くハードだけではなく、ソフトも含めた平時から備える施策を計画的に推進する指針として、強靱化地域計画の策定を進めてまいりたいと思っております。

2ページに戻っていただきまして、今後のスケジュールでございますけれども、今策定作業を進めております。9月まで策定作業を進めまして、その後取りまとめまして、10月から11月に防災会議、その後パブリックコメントの実施についてということで、12月に議会報告をさせていただきます。1月にパブリックコメントを募集させていただいて、3月に作成しまして、議会報告、計画の公表というふうに考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑のある方はございますでしょうか。

○委員（亀谷 光君） 質疑というあれじゃないんですが、国自体の強靱化計画を政府としてかなりの勢いで進めていると思うんですが、これは末端の地方の議員とか地方の人たちというのはなかなかそこまで認識が薄いということも政府の中でコメントが出ておりました。したがって、我が可児市はもちろんですけれども、いわゆる100年に1回、50年に1回、200年に1回というようなことが、言葉で言うならそのぐらい重要な状況に今なっていて、地球全体がね。そういうことで期待するのは、この強靱化計画をしっかりとつくっていただいて、末端の市民まできちっと地域は地域で守ると。そのように地域の人が、私帷子におるんですけ

れども、菅刈というところで昔土砂崩れがあって、家が流され2人亡くなったんですよ。私はそのときたまたま現場へ行って見たんだけど、いやこれは地域でよく分かっていたら、事前にお願いして、いわゆる急傾斜崩壊のことですね、あれは絶対住んでいる人は分かるんですよ、勘で。そういったことも、とことん住民の皆さんに周知してもらいたいような可児市の計画をつくってもらいたいと思うんです。

西帷子の菅刈というところで現実亡くなった方がありまして、32年ぐらい前でしょうかね。そんなことを見ると、地域は地域で情報が一番分かると。後で聞いた話ですけども、山が動くという言葉が地域の人が言っていたのは雰囲気的に豪雨はあるんだけど、周辺の状況がちよっと違うなど、臭いがするなというようなこともあったそうなんです。それ以後、いろんなメディアでそういうことを聞くんだけど、そういった地域情報をきっちり強靱化計画の中に入れてもらいたい。地域の人たちの意見や状況、そこで何十年も生活している人だから、地域が変化していることは絶対分かるはずなんですね。そういったことも徹底的にお願いして、情報を集めて強靱化の計画をつくってもらいたいと思います。以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

○副委員長（大平伸二君） 1点だけ教えてください。

何度も僕この話は聞いておるんですけど、国土強靱化計画、これ国のほうは想定として200年先なのか100年先のことを長期的に取り組んでという方針なのか、その辺の国の方針でどういう方針で、これ国土強靱化計画というのは長期的に取り組がされているのがほとんどであって、短期的なものは地域防災計画のほうである程度は対応できるんだろうけれども、ということのすみ分けはできると思うんですけど、国としてこれ長期的に取り組めというのは何年ぐらいのことを言っているんですかね。

○防災安全課長（中井克裕君） 国のほうなんですけれども、期間設定というのは国は行っていません。ですが、おおむね5年ごとに見直しをしていくというふうに言っております。

可児市においても何年後とかというのはないんですけども、期間を区切って市政経営計画にどうしてもそれと調和して進めていかなければならないものですから、それと合わせた計画の期間にはしていくつもりでございますけれども、今御質問にありました100年後とか、どのぐらいのスパンでいるかという期間は持ってはおりません。

○委員（富田牧子君） 今までにもすごくいろんな計画があって、例えば急傾斜地とか、それからいろんなところをイエローゾーン、レッドゾーンに分けるとか、そういうところまでは来ましたが、実際問題として何も進んでいないわけですよ。例えば急傾斜地でも、ほんのちょっとなら。前の話では施設の障がい者施設とか介護施設とか、そういうところの裏側というか山側にあるところの急傾斜を直していくとか、そこら辺に手当てをしていくというふうな話もあったんですけど、幾ら計画をつくっても何にも進んでいないというね。こういうところで、それは確かに計画をつくらないとお金が来ないという側面もあると思うんですけど、はっきり言ってこれ本当につくって何かちょっとでも進むということはあ

るんですか。

○防災安全課長（中井克裕君） なかなか今よく話が出てきましたハード事業の辺が特に多いと思うんですけれども、先ほどもちょっと説明させていただきましたが、なかなかハード事業でコストがかかったりとかいろいろあるということで、ソフト事業とか減災ということとか、今回の国土強靱化では縮災ということが言われておるわけなんですけれども、なかなか計画が多いというお話なんですけれども、地域計画の下にまたアクションプランということで、实际的にどういう施策を進めていくというのをつくりまして、毎年毎年その中で進捗状況などは見直して進めていくというふうに考えておりますので、そういった意味では毎年見直して少しでも進められるようにできるのではないかなと考えております。

○総務部長（田上元一君） 大変鋭い御指摘だというふうに認識をしておりますけれども、国土強靱化計画の所管の省庁というのは内閣府になりまして、先ほどの急傾斜という国土交通省の事業、それぞれの各省庁の事業というのがありますけれども、それを横串に刺すような計画だというのが一つ大きな状況です。

それから、もう一つはこれまで防災・減災、いわゆる伊勢湾台風を基に災害対策基本法ができて、地域防災計画というのができた。それから、阪神・淡路大震災を契機に密集市街地の対策だとか、あるいはボランティアとか自助、共助というのができた。そして、今回、東日本大震災を受けてハードだけでなくソフトも含めた対策ということで国土強靱化というのができた。3つ目の大きな災害では大きなポイントになっている計画だということです。それで国の言い方、裏の話で言うと、要するにこれをつくらないとお金をやらないよというのはもちろんあるんですけれども、逆に言うと今回我々庁内でハードをやる建設部だけではなくて、いろんな課にお話をする中で、それぞれの課の仕事も国土強靱化という観点でもう一度見直していただくという契機にさせていただくという点もありました。それで、それは国が目指す社会経済システムそのものを国土強靱化という観点でしっかりと見直していきましょうというのが計画のもともとの狙いなので、それがいわゆる全ての事業についてそうした横串を刺していくというような、そんな考え方で今回の国土強靱化という考え方ができているということです。

それで国は大変うまくて、法律ではできる規定にしていますので、計画をつくろうがつくるまいが関係ないわけなんですけれども、つくらないと交付金をやらないぞという言い方はちょっと失礼なんですけれども、なかなか交付決定されないというところもありますので、そうであるならば我々のほうとしてはしっかりとつくって、しっかりとお金を国のほうからいただいて、それはハードだけではなくソフトも含めてですけれども、しっかりとやっていく状況をつくっていきたく。さらには防災担当だけではなくて、あらゆる担当にも国土強靱化という観点でそれぞれの事業をもう一度見直していただく機会にさせていただきたいということで、実は我々ほかの市町村はほとんどのところがコンサルタントに委託をして金太郎あめみたいな計画をつくりますけど、我々のところはお金をかけずに自前で計画をつくっております、それも一つなぜかという職員として防災だけでなしにみんな考えていこうという

体制を取っていきたいということで、あえてお金をかけずに自前でやっていくというふうにしたということもあります。なので、成果がなかなか出ていない。確かに急傾斜なんて200年とか300年というスパンですので、なかなか大変だと思いますけれども、しかしそれぞれの計画をぶら下げることでそれぞれの担当、それから住民の皆さんも含めて国土強靱化という観点でもう一度生活ぶりというか社会経済システムそのものを見直していくという経験するという計画だというふうに理解をしていますので、御質問のお答えにはなかなかありませんけれども、新たな計画を決して受け身ではなくて、積極的にこれを使って市としても発信をしていきたいという計画にしていきたいというふうに考えています。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

○委員（田原理香君） これ先ほど亀谷委員がおっしゃいましたように、結局これを自分たちに引きつけて、じゃあ何が言えるのかというふうに考えたときに、国からとか県からというところでもとても大きくて、結局自分たちに引き寄せると、その現場の中で何かしら災害があったときに最終的には声を掛け合うとか助け合うとか、そういったところが大事で、それをふだんからのつながりをつくっていきましょう。先ほど地域の情報がありましたけれど、結局一番の元というのは、私たちができることというのはそこになるのかなというふうに思います。そういう本当の意味でのソフト、ふだんからの地域の方々のつながり、声掛け、助け合うとかという、そういうところということは市の計画においてしっかりとうたわれているんでしょうか。うたわれるところなんでしょうか。

○防災安全課長（中井克裕君） 今言われたとおり、そこが一番大事なところかなというふうには思っております。

平時のところからを考えるとというのが国土強靱化基本法になっておりますので、今お話のあった点、地域コミュニティーとか、そういったところも非常に大事なものになってきますので、そういったものもこの施策の中に取り組んでいけるものは取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、報告事項2. 令和3年（令和2年分）確定申告及び市県民税申告の実施方法についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明をお願いします。

○税務課長（長瀬繁生君） よろしくをお願いします。

資料番号は5になりますので、御覧ください。

令和3年（令和2年分）確定申告及び市県民税申告の実施方法について、令和3年度から変更を行いますので、その御報告をさせていただきます。

昨今の新型コロナウイルス感染症防止ということが大きくうたわれておりますけれども、その観点を含めまして次の2点について大きく変更させていただきたいというふうに考えております。

まず1点目は、申告につきましては事前の予約制といたしまして、オンラインまたは電話での予約受付を行います。また、申告会場につきましては総合会館の会場のみとしまして、今まで行っておりました地区会場を廃止させていただきます。また、申告の期間につきましては、従来は2月16日から3月15日となっておりますけれども、これを前倒ししまして2月8日から3月15日の平日24日間開催をいたします。

参考にしますと、昨年申告実績が6,727件、総合会館が5,658件、地区会場が1,069件ということになっております。

2番の効果につきましてでございますけれども、予約制にすることによって待ち時間の大幅な縮減をできるということです。昨年が一番混んだ時期でも2時間以上総合会館の会場でお待ちいただいたということで、100人以上の方が総合会館のホールで待つていただくような形ですけれども、非常に密な状態をつくるということで、これを避けなきゃいけないということが一つございます。あとは混雑する待合を分散することで感染症の感染リスクの軽減をするということにつながるのではないかと思います。例えば申告会場に感染者がもし出たとしても、予約リストを活用することで接触者の特定が可能になるというところでございます。

各地区会場を廃止することで、今までお近くでできたものができなくなるというところがございますけれども、この辺につきましては過去2年間に市の会場で申告をされた方に事前に個別の案内をさせていただき予定にしております。これによって周知をしていきたいというふうに思っておりますし、また総合会館までの車等がない方についてはさつきバスを利用して、その時間に合わせた予約時間を取るなどの計画的な申告をしていきたいというふうに思っております。

また、予約につきましては、30分で20名程度の相談を受けるということで、1日300名程度の人を受けられるのではないかとこのように予定しておりますので、今まで受けた人数については十分確保が可能だというふうに思っております。

また、今後のスケジュールにつきましては、まだ確定申告は来年の2月ということで非常に先の話でございますけれども、市民の方への周知等もございまして、この時期に御報告させていただいておりますが、12月には「広報かに」で周知をしながら、過去2年間の申告者の方への案内文書、12月中旬から予約の受付を開始しまして、1月には確定した方にはまたはがきで予約の案内をさせていただきものと、あとメール等で予約をされた方にはメールのほうへ予約の報告をさせていただきというような形にしております。2月8日から申告を開始ということにしております。

また、会場につきましては当然検温、消毒、それから市民の方と職員の間には飛沫防止のパーティションを置くなど、最善の努力をしていきたいというふうに考えております。

また、システムにつきましては、今業者のほうと開発中でございますけれども、このシステムがまだないということで、今新たに開発を進めておりまして、本社は大阪市にございますけれども、可児市内にも支店がございまして、ふるさと納税をやっている業者でございますけれども、こういうことを今後やっていきたいという思いもありまして、うちのほうで共同で検討して、開発料についてはなしという形で今準備を進めている状況でございます。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで議事の都合により、暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時40分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

報告事項3. 第2期可児市総合戦略（案）についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（渡辺勝彦君） それでは、お手元の資料の委員会資料6-1から6-3を御覧ください。

(3)第2期可児市総合戦略（案）についてでございます。

まず、第2期可児市総合戦略のパブリックコメントにつきまして、資料の6-1で御説明をいたします。あわせて6-2も御覧ください。

本計画のパブリックコメントにつきましては、市パブリックコメント手続実施マニュアルに沿って実施いたしました。6月の広報紙や市のホームページでお知らせをしまして、7月1日から7月20日までの20日間意見を募集いたしまして、3人の方から9件の御意見をいただきました。結果といたしましては、修正1件、意見として伺ったもの8件という結果となっております。

具体的に1番から簡単に御説明をいたします。

まず、P8、①新たな企業立地を促進しますというところです。資料6-2では8ページのところになります。

こちらでは御意見としまして、商業団地の誘致をぜひ検討してほしいというような内容でございました。これに対して、答えとしましては、過去に民間事業者より開発の働きかけがございましたが、最終的には出店を断念されています。また、大型商業施設はこの地域で既にオーバーストアの状況でございまして、これ以上の商圈はなかなか期待できないということです。したがって、現実的には大型の商業施設の建設誘致は困難ですが、民間事業者が開発を行う場合については引き続き今後も適切な開発、協議、指導を行ってまいりますというこ

とにしております。

それから、2つ目ですが、これはP11の観光資源を掘り起こし、磨き上げ、魅力を伝えることで交流人口を増やしますという欄でございます。

御意見としましては、いろいろ書いてありますが、1から12に掲げるような戦国村を建設してはどうかという御意見でした。答えとしましては、市としてはいろんな山城など土塁が当時の姿で残されていることが本物の城跡として全国的にも評価されておりますので、お城を復元したりというようなことは考えておりません。地域住民とともに保存、活用することで交流人口を増やして地域活性化につなげていきたいというふうにしております。

次のページへ行っていただきまして、21ページの【基本目標4】（安心）の数値目標の欄です。こちらでは健康寿命を指標としたらどうかということですが、答えとしましては、健康寿命の精度の補完については13万人以上の対象集団が必要であるので、指標としては難しいと。現在、健康で暮らせることの目標の指標としては65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合を数値目標とすることで、同じような目標値とできるのでそちらを使っていきたいということです。

同じく21ページの運動や健康づくりに親しむ機会を提供しますというところで、横浜市青葉区の例を出して、可児市でも歩数計を半額で配付したりというようなことをやったらどうかということですが、お答えとしては県が進めている清流の国ぎふ健康ポイント事業で連携をして実施しておりますので、これらをさらに充実を図っていきたいというふうにしております。

5番目として、同じく運動や健康づくりに親しむ機会のところですが、総合体育館を建設してほしいという御意見です。お答えとしましては、現状14地区センターや16の小・中学校など全ての地域に体育館があって、それらの維持管理に建設費用がかかると。この計画の期間中としては、新たな体育館を建設することは困難であるという回答です。

それから、22ページの地域支え合いの活動を支援しますというところでは、地区センターに多世代交流のための常設の場をつくってほしいということで、交流の場を設けることについては地域コミュニティの再構築に有効な方法であると思われる。ただ、地域の住民の皆さんが中心となって協力し、意見を出し合い、課題を解決していくことが地区センターに移行した目的であり、市としても目指すべき姿であるということで、県のアドバイザー派遣などバックアップをしていきたいということで回答しております。

3ページへ行っていただきまして、同じくP22の地域支え合いの活動を支援しますというところですが、自治会に加入するデメリット、加入しては損じゃないということをはっきりと分かるような内容にすべきではないかと。あと、計画値が60%のままでいいのかということでしたが、市の自治連絡協議会と市は自治会加入を促進させる検討委員会で協議を行って、令和元年度には既に幾つかの取組を行っていますという御紹介と、数値につきましては任意団体であることから直近値を参考値として掲載しておるということでございます。

それから、23ページの生活が守られ、暮らしの安全・安心を確保しますというところで、

防犯計画、交通安全計画をつくってほしいということでございましたが、防犯については岐阜県が岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例を制定しておりまして、防犯指針と行動計画を策定しております。あと、交通安全面についても基本法に基づいて策定して、警察が主体となる実施する事業に市が協力しているという位置づけですので、今後も同じような形で、県に協力する形で事業については進めていきたいということとしております。

それから、最後の9番ですが、新型コロナウイルス感染症に対する記述は必要ないかというところで、こちらにつきましては6-2の資料、2ページのところで表記を加えました。新型コロナウイルス感染症の影響による取組内容の修正等の必要については、今後国・県の総合戦略に変更が生じた時点で検討していきますということで、これについては御意見をいただいて計画のほうを修正しているという状況でございます。

引き続きまして、6-2の総合戦略(案)のほうですが、内容につきましては既に6月議会の総務企画委員会ではほぼほぼ同じものを御説明しておりますので、今回省略させていただきます。今お話をさせていただいたパブリックコメントで修正したお話しした部分と、それから基準値、目標値についてアンケート調査結果や最新の統計データに合わせて事前修正をしたというものになります。

○委員(富田牧子君) さっきからずっと6月の委員会で説明したから省略すると言われるんだけど、私たちは6月とメンバー違うのよね。だから、6月とこの委員会と一緒にじゃないので、内容が分からないので説明してください。

○総合政策課長(渡辺勝彦君) 承知しました。それでは、説明が重なるかもしれませんが、簡単に御説明をいたします。

この総合戦略(案)につきましては、過程としましてはこれまで議会でも御説明をしてきましたし、それから庁内の委員会、それから8月21日に開催のまち・ひと・しごと創生推進会議で市民の方の御意見をいただいて、今回提出させていただいているというところでございます。

内容につきましてはですが、まず1ページを御覧ください。

第2期可児市総合戦略の位置づけです。令和元年12月に策定をされた第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、それから平成31年3月に策定された清流の国ぎふ創生総合戦略、これらを勘案して可児市の人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた短期・中期的な目標や基本目標、具体的な施策をまとめるというような位置づけでございます。

それから、その下にある総合戦略と、それから経営計画との関係性について図でお示しております。

それから、2ページ目へ行っていただきまして、(2)戦略の対象期間、こちらにつきましては令和2年10月から令和6年度までの5年間の計画になります。

(3)は推進体制とPDCAサイクルということで、後ほどまた御説明しますが、計画をつくって、実際に実施して、それを評価してチェック、また改善して新しく計画の見直し等を行っていくというサイクルになっております。

それから、推進・検討体制としましては、重要業績評価指標（K P I）を基に庁内の検討委員会、それからまち・ひと・しごと創生推進会議にかけて、推進、チェック体制を行っていくという形になります。

それから、3ページが国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略になります。

それから、4ページが清流の国ぎふ創生総合戦略ということで、県の計画になります。

それから、5ページですが、こちらが戦略の基本方針と基本目標ということで、戦略の基本方針としましては、住みごこち一番・可児～安心、元気、楽しいまち～の推進ということで、第1期の総合戦略の目標のほうが、住みごこち一番若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造でしたので、そこから基本方針については第2期、可児市全体の目標の変更とともに変わってきているということになります。

それから、5ページの下段が基本目標で、こちらは目標について1から4に分類して、基本目標の1では元気、2では魅力、希望、安心というような大きな項目で分けてございます。これについては第1期と同じです。

それから、6ページにつきましてはSDG sについて触れております。この戦略の一つ一つの取組はSDG sにつながるものだというようなことをこのところで述べております。

それから、7ページが具体的な施策ということで、重要業績評価指標（K P I）を設定して実施していきますよということが書かれております。

それから、8ページ以降がそれぞれの基本目標に沿った具体的な内容になります。今申し上げた基本目標1であれば元気ということで、安定した生活基盤を築ける「人と経済が元気なまち」を創るということと、基本方針を数値目標2つ上げさせていただいて、それぞれその下に企業誘致の誘致活動の支援、(2)として地域産業の活力づくりということで、それから10ページが(3)「ひと」と「しごと」の好循環の構築というように基本目標1を整理して、それぞれ事業についてはぶら下がっているという内容になります。

同様に11ページが基本目標2で、シティプロモーションの推進、13ページが(2)定住・移住の促進、14ページが(3)地域と市民の元気づくり、15ページが(4)子どもたちのふるさとを愛する心を育むということで整理しております。

16ページからが基本目標の3になります。同様に1から3にかけて20ページまで基本目標3、それから21ページからが基本目標4ということで、こちらは安心ということで、地域で安心して暮らし続けることのできる「健康と安心が実感できるまち」を創るということで整理させていただいております。

最終ページが、まち・ひと・しごと創生推進会議のメンバーを書かせていただいております。以上が計画の概要になります。

引き続きよろしいでしょうか。

それでは、資料6-3、令和元年度可児市総合戦略効果検証結果（案）ということで、こちらを御覧ください。

先ほどP D C Aサイクルのところでは触れました、いわゆるチェックの部分になります。令

和元年度の可児市の総合戦略の効果検証をして、令和元年9月にももう1年前のものを御報告させていただいております。中身につきましては、表紙にありますように4つの基本目標ごと、総括シートと効果検証シートで構成しております。これにつきましても、先ほどお話ししましたまち・ひと・しごと創生推進会議のほうに諮っております。

では、1ページを御覧ください。

効果検証の方法と評価基準の流れです。

効果検証の流れで示すように、ステップ1で各課で評価したものを、ステップ2で総合政策課で取りまとめ、ステップ3で、これは8月5日開催の庁内の総合戦略推進委員会で検証を図り、8月に外部委員によるまち・ひと・しごと創生推進会議に諮って取りまとめたというものになります。

目標の達成度につきましては、3の算定式によって計算しておりまして、2にありますようにSからCまでの4つの区分で評価をしております。

では、3ページをお願いいたします。

こちらは基本目標1の総括シートになります。

元気というキーワードで、安定した生活基盤を築ける「人と経済が元気なまち」を創るところになります。これはその後ろの4ページから7ページに記載しております基本目標を目指して実施した様々な取組をまとめたものになります。基本目標ごとに総括シートでは一番上から数値目標、真ん中には主な取組状況、一番下の欄には取組の結果を受けて課題等を記載し、課題を受けて次年度での取組内容について新規・改善というように記載をしております。

基本目標1の数値目標のところでは、それぞれ市内の総生産額、市内の事業者の従業者数、製造品出荷額等、この3つを指標としておりまして、真ん中の令和元年度の目標値の欄で今のところはバーになっておりますのは、数字がまだ公表されていないところからバーになっております。それ以外の達成度につきましては、一番上でいきますと109.4%、Aということで、下もAという結果になっております。

主な取組状況ですが、(1)の企業誘致・拡張と活動の支援というところでは、企業2社が工場を拡張して新規雇用が16人増加し、累計195人と増えてきていますよという形です。(2)の地域産業の活力づくりでは、可児ビジネスカフェでの創業・起業の支援によって6件が起業に至ったとか、明智光秀関連の土産開発と販路拡大を支援とした説明会をして、土産開発に効果を上げてきたということです。(3)「ひと」と「しごと」の好循環の構築ということで、こちらでは可児の企業魅力発見フェア2019を開催したり、めぐみ保育園の大規模改修、増築が完了して、保育環境の整備が整って受入れ枠の拡充をしたということと、外国籍市民の就労支援を行ったというようなことを主な取組状況として書いております。

それらの取組状況を受けた課題としては、それぞれ高校生を対象とした出会いの場を創出していますが、市内の高校の市内企業への就職率はなかなか伸びていかないことであったり、外国籍市民のハローワークにおける就職率の割合が、こちらもなかなか伸びていないという

ところで、新規・改善としましては、地元の企業の魅力のみならず、可児市で生活支援することの魅力も含めたPR方法を検討していくということや、雇い止め等による経済的に苦しくなった相談もあって、失業や生活困窮などの対策も必要であるということで、新規・改善の方策として記載をさせていただきました。

同じように基本項目ごとに整理しておりまして、9ページが基本目標2の市の魅力を向上・発信することにより、人を引きつける「魅力とつながりのあるまち」を創るということで、こちらにも主な取組状況を(1)から(4)に整理して、課題、新規・改善を掲載しております。

それから、同様に17ページで基本目標3、こちらでは子育て世代が安心して、妊娠・出産・子育てができる「子育ての希望がかなうまち」を創るということで、主な取組状況を(1)から(3)に分けて掲載し、課題、新規・改善を上げております。

同様に25ページで基本目標4、地域で安心して暮らし続けることのできる「健康と安心が実感できるまち」を創るということで、こちらにも主な取組状況を1から3に整理をして、課題、新規・改善を掲載させていただいております。

最後に、以上30ページに数値目標を掲載しておるということで整理させていただいております。以上です。

○委員長（天羽良明君） 御説明ありがとうございました。

質疑はございますでしょうか。

○委員（富田牧子君） まず、先ほど無理に説明していただいたこちらのほうですけど、このところのSDGsについてというところがあるのは、触れられているのはいいと思うんですけど、もっときめ細かに、例えば17目標あるわけですから、そのどこら辺に相当するのかなとか、そういうふうなことはやっていけないと思いませんか。よその市なんかはこのSDGsの例えば3番のところでは私たちはこういう取組をやってますとか、そういうふうな発表も私は見たことがありますし、単に今はやりだから触れているぐらいの感じでは、これではちょっといけないんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○総合政策課長（渡辺勝彦君） SDGsの記載の仕方につきましても、内部でどんな形でいくのがいいのかという議論もあって、最終的にはこういった形で載せる形になりました。

委員おっしゃられるように、ほかの市町で個々に施策ごとにSDGsのマークをつけたりということをやっているところも確かにあって、そういうところも承知しています。その中で表記の仕方としては、ここでこういう形でまとめることで可児市としてはSDGsとしての取組との関連性を分かるようにしていくと。決してないがしろにしているわけではございませんのでよろしく願いいたします。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

○委員（田原理香君） 新型コロナウイルスの感染症においては、今後、国・県の総合戦略に変更が生じた時点で検討を行いますというふうに最初の2ページに書いてありましたが、これほど新型コロナウイルスという大きな環境変化があって、それに伴って市民生活とか経済

状況とか財政状況とかも全部変わって、いろんな意味で大きく大きく影響がある中で、生じた時点で検討を行いますではなくて、可児市としても主体性を持って書かれるべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○企画部長（酒向博英君） おっしゃられるとおりだと思います。やはり環境の変化、前提条件が変われば計画が変わるといのは、それはあつてしかりだと思いますが、しかし既に可児市は新型コロナウイルス対策として総合支援対策ということで今行っておりまして、これ自体が現在の市政経営計画にもございませんし、計画に位置づけられたものではないんですが、そこはやはり現下の最重要課題ということで今取り組んでおります。

今おっしゃられたことにつきましては、当然コロナ禍におきましても総合戦略のまず全体の柱が変わることはありません。基本的な考え方と、それから重点目標等が変わることはありません。一番変わるのは、やはり今後多分、税収の減収に伴って財政フレームが大きく変わってまいります。現時点ではまだ市民に公表できるというはっきりした数字が見えてまいりませんので、これは当然しかるべきときに財政フレームの見直しを行います。

あとそれとやはり加えなくてはいけないのは、今後新型コロナウイルス感染症の影響で優先事業がどういうふうに変ってくるかということだというふうに思います。だから、その辺の見直しにつきましては当然、これ総合戦略は毎年見直しを行っておりますので、国・県の方針が12月ぐらいに出ますし、それに合わせて当然見直しは行ってまいります。市政経営計画につきましても今のような観点で、まずどこが必要な箇所は当然見直しを行うというふうになると思いますが、ただ根本的な将来目指す姿とか重点施策というのが、新型コロナウイルス感染症の影響によって変わるということは今のところは考えておりませんが、影響については整理をさせていただいて、見直しは行っていくというふうに考えております。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

○委員（富田牧子君） それから、効果検証結果というところですけど、結構Cという分類が多くて、S、A、Bぐらいまではいいですけど、CというのはどうしてCになっているのかというところ、目標自体もちょっと考え直さなきゃいけないとか、そういう部分も私はあると思うんですね。一生懸命やったけど、どうしてもCということも評価的にも数字があるので、それに合わせるとそうなるかもしれないので、今後やっぱりもうちょっと内容をきちっと実態に合ったというか、可児市として目標を右肩上がりに随分たくさんやるんじゃないかと、私は現状に合ったところで目標値を設定していったほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけど。

○総合政策課長（渡辺勝彦君） ありがとうございます。

おっしゃられるように、前回第1期で初めてつくって、例えば9ページを見ていただくと、可児市に愛着がある人のアンケートというので、5年をスパンで50%ぐらいから毎年上がって75%に上がるという数字をつくってCになっているんですが、これがやっぱりなかなかそんなようにどんどんどんどん上がっていかないと。ただ、当然これは上がっていくべきもの

なので、一応こちらの対応としましてはおっしゃられるように現実的な数字に第2期では補正させていただいておると、こういった取組はやはり重要なので、ここにも書いてございますように、シティプロモーションとか、そういった点については力を入れていくという方向性を出しております。実際今年度からシティプロモーション係というものをつくって、こういった方向性に合わせて、少しでも上げていきたいと。ただ、あまり現実的でない数字については、委員おっしゃられるように補正させていただいております。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

○委員（亀谷 光君） 9ページに市の魅力の向上と発信という項目の中の、ちょっと勉強不足ですが、可児市まちづくり基本計画を基に可児市のかわまちづくりの推進協議会があるんですが、この協議会のメンバーというか、会議に参加しておられる人はこういった人たちが参加、形としてなっているんでしょうかね、具体的には。かわまちづくり推進協議会の。

○総合政策課長（渡辺勝彦君） すみません、かわまちづくりの協議会のメンバー構成までは承知しておりません。所管課においては承知していると思いますが、今この手元ではちょっと。

○委員（亀谷 光君） 分かりました、じゃあ後で。

○委員（田原理香君） パブリックコメントの市の考え方について、ちょっともう一回確認をしたいところです。

パブリックコメントの2ページの一番下のところ、地区センターにおいて質問者の方が地区センターの常設の場をつくってほしいというところに対してのお答えについてです。市としましては、いつもおっしゃっていらっしゃるように、地域の課題について地域住民の皆さんが中心となって課題を解決していくということで、社会教育法をやめ、公民館から地区センターに移行したということもそこにあるんだと。本市としては目指すべき姿だというふうにおっしゃっておられますが、先日、決算の質問の中で、ただこれが具体的に積極的に進んでいるとはちょっと見受けられませんでした。一応地区センターを地域課題解決の拠点としてこうやって進んでいくんだという方向には変わりはないということの確認ですが、それでよろしかったでしょうか。

○総合政策課長（渡辺勝彦君） ここに書いてありますように、地域住民の皆さんが中心となってそういう方向を目指していくということは変わりがないというふうに思っています。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで終了したいと思います。

続きまして、報告事項4. 令和2年国勢調査の実施についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（渡辺勝彦君） (4)令和2年国勢調査の実施について御説明させていただきます。

資料は資料7のほうを御覧ください。

国勢調査ですが、これは御存じのように日本国内に住んでいる人に全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査ということで、その歴史も実施100年目の節目を今年度は迎えるというものになります。

調査期日としては、本年度、令和2年10月1日ということで、調査項目としましては、個人に関する事項として15項目、それから世帯に関する事項として4項目の質問内容になっております。

調査の流れとして、9月14日から、もうすぐですが、調査員が各世帯を訪問して、聞き取りによって世帯名簿を作ると同時に、調査票とオンラインの回答用のIDを配付させていただきます。オンラインの回答については14日からできるようになっております。10月7日までです。郵送につきましては、10月1日から7日の間が回答期間ということで、その期間を過ぎて提出のない方については8日以降に督促に回るといったような流れになります。

今年度の特徴としましては、やはり新型コロナウイルス感染症対策として調査員がインターホン越しに聞き取りをしたりとか、手指の消毒、マスクの着用などを行っていきます。

また、回答はなるべくインターネット回答、または郵送回答を強く推奨して、対面はできる限り避けるような努力もしていきたいということです。

それから、裏面へ行っていただきまして、インターネット回答の推進のために「広報かに」9月号でも記載させていただきますし、ケーブルテレビ可児の特番が9月12日から始まりますので、また御覧いただければと思います。また、地域情報誌としてかにさんくらぶにも掲載されておりますので御覧いただくとともに、議員さんたちからも知人、友人の方にインターネット回答を推奨していただけると大変助かります。

指導員・調査員の体制としましては、指導員65人、調査員309人の計374人という形で行います。

結果としましては、令和3年6月に速報値、令和3年11月に基本集計ができて公表される予定です。

調査結果としましては、地方交付税の算定の基礎とか、選挙区の改定、少子高齢化等幅広い分野で活用されていきますので、大変重要な調査となります。

前回結果では、ここに書いてあるような特徴がございました。今年度やった結果がまたどういうふうになるかというのは、新しいいろんな計画や施策で検討の材料になってくると思います。

この国勢調査ですが、100年の歴史のある調査ですけれども、コロナ禍で行う初めての対応になります。基本的には国からの委託業務ですので、国から指示された取扱要領に従って取り組むこととなりますが、現在準備は順調に進んでおります。職員も大勢導入する大規模なものですので、しっかりと対応していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑はございますでしょうか。

[挙手する者なし]

ないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、報告事項 5. 一般財団法人可児市公共施設振興公社についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（河地直樹君） 資料のほう A 4・1 枚、縦の資料を出させていただきますので、そちらのほうに基づいて説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

一般財団法人可児市公共施設振興公社についてのこれまでの活動状況とか、今後について説明させていただきます。

1 番のほうが発立経緯ですけれども、これは御存じのとおり平成 2 年 3 月に文化芸術の向上、スポーツ・レクリエーションの振興に関する事業を通じた勤労者の福祉の向上等を目的に、岐阜県の認可により設立をされております。平成 25 年 4 月からは一般財団法人ということになっております。

市からの財政関与につきましては、市から出資金、いわゆる出資金ですけれども、こちらが 1,500 万円を支出しております。それから、毎年、公共施設振興公社運営事業ということで、運営補助金を毎年支出している状況でございます。

2 番につきましては、公社の実績でございますけれども、平成 2 年から各種事業をやっております。建物管理から始まりまして給食の調理業務、それからわくわく体験館の管理業務とか、様々なことについて委託をしまして実施しております。

続きまして、3 番、職員の状況でございます。

令和 2 年 4 月 1 日現在でございますけれども、5 人職員が在職されております。そのうち 2 人は市からの派遣ということになっております。

それから、4 番、今後の方針です。

令和 2 年度の現在、実施事業は上の 2 番のとおり、わくわく体験館の指定管理事業のみとなっております。令和 2 年 7 月にこの公社の理事会において、わくわく体験館の次期の指定管理期間の業務、来年度からですけれども、こちらについては受けないということが決定されました。これを受けまして、市から新たな業務委託や指定管理は全てなくなりまして、今後も指定を行う予定は今のところないということになります。そうしますと、これを受けますと公社自体の在り方について、今後方向性が出てまいるというふうに考えております。

以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑はございますでしょうか。

○委員（富田牧子君） わくわく体験館のことですけれども、ここには宿泊の施設もありますし、それから今閉まっていますけどお風呂もありますよね。新型コロナウイルスの影響で閉まっていますけど。一方、可児川苑のお風呂が 3 月ぐらいで、今も閉まっていると思うけど、なくなるということだったというふうに思うんですけど、そうすると今後新たなところがわ

くわく体験館全体を指定管理するということになりますと、その部分については今後も継続していくというふうなことを思えばよろしいのでしょうか。

○観光経済部長（高井美樹君） これ振興公社の件になりますが、現在受けているのは可茂衛生施設利用組合からくわく体験館の指定管理を受けているという事業になっておりまして、それが今年度末で指定管理期間が終了すると。令和3年4月以降については新たに可茂衛生施設利用組合が指定管理者の募集を8月下旬から9月当初に向けてされております。これについて公共施設振興公社は応募しないということを経営の理事会で決定をいたしましたので、公社は応募しなかったということでありまして、当然組合としてはくわく体験館の宿泊や、それに付随する施設の運営管理について、指定管理の募集をされましたので、ここについてはまだ公表されていないのでちょっと申し上げられませんが、どうもほかの事業者が応募をされたということを知っておりますので、そういった意味では引き続き来年継続して、4月以降もどこかの事業者が継続して運営を指定管理としてやっていただけるんではないかと理解をしています。

○委員（富田牧子君） それで、くわく体験館の施設規模を説明してください。

○観光経済部長（高井美樹君） 何平米ということはちょっと申し上げにくいですが、まず施設には体育館が1棟ですね。有限会社可児ガラス工房が入って見えますガラス工房があります。くわく体験館の管理についてはガラス工房以外のところになりますので、くわく体験館の体育館、それから宿泊施設ですね。グループで泊まれるような大きな部屋が2つでしたかね。あと、2人ぐらいのベッドの部屋がたしか5つか6つぐらいあったというふうに理解しています。

あと、食事については食堂というものがありますけれども、そこで調理する人はいないので、宿泊される方は持込みで御自分でその調理室で調理をしたり、地域の給食弁当屋に弁当を頼んだりとか、持込みをされるということ。あとはそれに付随してお風呂、宿泊に乗じて使用のお風呂が設置されているというようなものになっています。あと、外の公園といいますか、ちっちゃい遊具とか、そういったものも管理というような範疇に入っているというふうに思っています。

○委員（富田牧子君） 先ほどガラス工房のところは除くというふうなお話だったと思うんですけど、今ちょっとコロナ禍であまりやっていないかもしれませんが、講座があつていろんな人がたくさん利用されていたというふうに思うんですけど、このガラス関連のところはそうした指定管理者になったら、そこは関係ないということになったらどうなるのでしょうか。

○観光経済部長（高井美樹君） ガラス工芸部分については、有限会社可児ガラス工房が御自分のところの製品といいますか、工芸製品を作っておられる場所は引き続きということになりますので、当然それに対して実施事業という形で指定管理者が講座等を有限会社可児ガラス工房に委託をしてやっていくという形になると。今と同じような状況を引き続きやっていくというふうに。

○委員（富田牧子君） それから、先ほど言いましたお風呂の件ですけど、結構利用されている方もおられたと思うんですけど、今後も以前と同じような利用の仕方ができるんですか。それは全く指定管理者が考えることなんで、前と同じじゃないよというふうなことでしょうか。

○観光経済部長（高井美樹君） さりとて公共施設ということになりますので、やはり今回市が市等で示している公共施設の新型コロナウイルス感染症に関連する施設運営指針ですね。感染防止対策がどのように取られるとか、そういったところを基準を満たしていれば始めるといことになるというふうに思います。

最終的にやるやらないというところは事業者の判断になるかもしれませんが、運営基準は満たしたよという話は市のほうの基準をお示ししてやっていくということになると思います。宿泊施設を伴えばお風呂は必要になってまいりますので、そこがセットになるんだろうというふうには思います。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

○委員（田原理香君） 観光経済部長にお尋ねいたします。

この表を見ていますと、最近どんどんどんどん指定管理者だったり民間委託に変わりつつありますが、市としましては任せられるところにおいてはこうして指定管理者、民間の方々にというふうなお考えなんでしょうか。

○企画部長（酒向博英君） 私のほうからお答えさせていただきます。

今おっしゃられるとおりで、民間に任せられるところは民間にというのは、これは市のほうの従前からの方針でございますので、可能なものは指定管理に出していくということで、今現在さらに追加する施設というのは今のところはありませんが、基本的な考え方としては今までもそういうふうに進んでまいりましたし、これからもそういう考えで進んでいくということでございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますでしょうか。

○委員（山田喜弘君） 改めて今公社の在り方についてと言及されたんですけど、どういう方向性があるんですか。

○観光経済部長（高井美樹君） 別紙のとおり、まず方向性としては市のほうの立場で言いますと、来年度の予算にこの新たな公共施設振興公社が受けるような委託業務であったり、指定管理を出す予定はないということになります。

公社の立場で言いますと、公社はわくわく体験館の指定管理、令和3年4月以降3年間のものについては応募しなかったということになりますので、そうすると組織として行うべき業務がなくなってしまうということになりますので、今後、市の来年度の予算措置等のことを総合的に判断されて、公社の理事会において組織をどうするかということを経営的には決定をされるということになるということが私から申し上げられるところの精いっぱいでございます。

〔発言する者あり〕

委員おっしゃるとおり、理事会のほうで最終的には御決定されるということになります。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件に関しては終了いたします。

○産業振興課長（河地直樹君） すみません、協議題にはございませんが、1点報告及び説明をさせていただきたいと思いますので、少々お時間いただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

内容としましては、プレミアムKマネーの関係で急遽説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

プレミアムKマネーにつきましては、御存じのとおり7月に販売を実施いたしまして、販売総額15億円、額面としては18億円の市民向けの販売と、あと在勤・在学者に向けて販売を実施いたしました。その結果ですけれども、人数としましては2万7,725人の方に購入していただきました。購入金額としましては、先ほどの15億円に対しまして、13億2,056万円ということになりました。18億円に対しますと15億8,467万2,000円という額になりました。そういう実績になりまして、先ほどの15億円販売総額がありますけれども、先ほど13億2,000万円というふうに説明させていただきまして、その差額が1億7,944万円、Kマネーが今こちらに産業振興課で持っている状況でございます。

我々としては、販売事業が一旦終了したということになっておりますけれども、地域経済が回復したということではないので、引き続き何らかの経済支援をしていきたいというふうに考えておりまして、検討を今している段階なんですけれども、今やりたいと思っておりますのが追加の販売ですね。追加の販売を再度やりたいというふうに考えております。

もう一つ、感染予防対策を実施している飲食店、今回影響を大きく受けている飲食店ですけれども、そちらに対しての支援に活用したいということを考えております。

追加販売につきましては、市民を対象としたいと考えております。これまで皆さん購入していただいておりますけれども、その有無にかかわらず皆さん誰でも買っていただけるようにしたいと思っております。

それから、飲食店への支援につきましては、これまでKマネーを活用しまして、かに飯応援プロジェクトを実施してきておりますけれども、引き続き飲食店を支援していくために感染予防対策、これも大事ですので、これを実施して、事業継続を目指している飲食店に対してKマネーを支給して支援していきたいということを考えております。こちらのほうに今のKマネーを活用したいと思っております。

それで、時期や詳しい実施方法については、今はまだ詰めている状況でございまして、準備ができ次第、市民や関係者の方に周知して実施していきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

今の説明について、質疑はございますか。

○委員（山田喜弘君） ちなみに販売方法は前回と一緒ですか、申込みというのは。オンラインとはがきと。

○産業振興課長（河地直樹君） 今それも検討してはまして、前回はがきとオンラインで申込みをやりましたけれども、オンラインでやりますと経費もかかりますので、そういうところをなるべく簡略化してやりたいと考えておまして、今どうするか検討している段階でございます。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩をします。

執行部の皆さんは退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

協議事項の今期委員会の調査研究課題についてを議題といたします。

前年の総務企画委員会からの引継ぎ事項を踏まえて、決算審査、一般質問等を含め、今期総務企画委員会で重点的に取り組むべき課題や調査検討していくべき課題など、御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

なお、委員会の活動スキーム案という形でまとめさせていただいておりますので、資料9のほうを御覧ください。

説明させていただきます。

総務企画委員会委員各位殿。委員長 天羽良明。

2020年から2021年総務企画委員会活動スキーム案。

方針。市民福祉向上を図るため、当委員会所管事項の調査研究を行い、委員個々の見識と認識を深め、十分な委員会討議によって、執行部へ提言をしていく。

課題といたしましては、前期委員会からの引継ぎ事項の3つも加えてつくりました。安心・安全なまちづくりを重点事項とも加えました。

1. 防災への取組について、地域の防災力向上を目指すため新型コロナウイルス感染症対策をしながら避難所を開設できるか、行政と市民が一体的に実行していくための防災訓練の在り方の進め方、進捗状況を把握したいと思います。

2 番目、可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業について、新型コロナウイルス感染症の影響で、今後の地域経済が厳しくなり、市の財政状況にも影響が出てくることが予想されます。進捗状況の把握に努めていきたいと思っております。

3 番目、大河ドラマ「麒麟がくる」で注目される明智光秀に関係が深い地である山城や明智荘など観光資源の情報発信が効果的に行われているか検証するとともに、市民の誇りづく

りにつながる結果となるよう注視をしていきたいと思ひます。

4番、安心・安全なまちづくりの取組について、特にまちの見守りについて、市民の声を聴取し、先進地視察、懇談会、専門家による勉強会等で、より効果的なまちの見守り体制ができるよう方策の提案、進捗状況等の把握に努めていきたいと思ひます。

3番目、活動内容。予算決算委員会の決算審査や議会報告会から委員会所管事項の議員間討議を十分行い、執行部への提言につなげたいと思ひます。また、時には委員間でオンライン会議の実験なども活用しながら図ってきたいと思ひます。関係部署への速やかな報告や説明を要請してきたいと思ひます。災害時、避難所開設の現場の課題等を検討し、見識を深めてきたいと思ひます。防災（避難所開設、情報伝達）、防犯（まちの見守り）関連の先進地視察を行いたいと思ひます。

4、そのほか、市民に身近な課題を所管している委員会のため、年間を通じて様々な案件が出てくると思ひられます。その際、検討課題には随時、専門家の研修や勉強会、懇談会、視察等で対応をしていきたいと思ひます。以上です。

取り組むべき課題のほうをまとめさせていただきました。委員の皆様から加えたほうがいいこととか、課題とかありましたらばお受けしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○委員（富田牧子君） 表現の問題ですけど、2の1のところの避難所を開設できるかというんじゃないで、感染症対策をしながら避難所を開設できるようにというふうにしなきゃいけないから、だから「できるか」ではなくて「するように」というふうになんか文言を変えたほうがいいんじゃないかなと思ひました。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

そうですね、開設できるようにというふうになんか文言を変えたいと思ひます。ありがとうございます。

○委員（田原理香君） まちの見守りについてですが、市民の声を聴取し、先進地視察、懇談会、専門家による勉強会でというふうになんか書いてありますが、果たして本当にそれで見守り体制が分かるのか、一番大事なことはやはり地域それぞれの実情を把握して、それぞれに合った見守りをどういうふうになんかしていくのかというところをしないか、専門家によっても先進地視察によってもそれぞれの実情が違ふので、特にコロナ禍でなかなか先進地視察というのが難しいかもしれないので、これはできれば身の丈に合ったというか、まずは自分たちの地域の現状とか、ここにまちの見守りをやるということであるのであれば、ちょっとこれはできるのかなというところで疑問で、書くのであればやはりそれぞれの実情を把握し、それぞれに合った見守りを考えると、そういう書き方にしたら、ちょっとこれは難しいのかなというふうになんか思ひました。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

そうですね、ちょっと視察のほうもなかなか今私のただの希望的なことで書いてありますので、現実できればそういったふうになんかしたいんですが、今、田原委員言われたように、地域の実情を把握することからスタートしたいというふうになんか思ひます。それによって見守りの在

り方を考えていければなというふうに思いますので、この4番目も少し文章のほうを変えさせていただきますと思います。

ほかにございますか。

[挙手する者なし]

また気がついたところで教えていただければと思いますが、このスキームに基づいて委員会運営を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、この件に関しては終了いたします。

以上で、本日の案件は全て終了いたしました。

そのほかにあることがございましたらばお願いいたしたいと思います。

○委員（亀谷 光君） この場でこういう発言をしていいかちょっとちゅうちょしておったんですが、リニアモーターカーの工事の着手がされました。拠点は可児市ということで、NHKで大きく報道したんですけれども、徐々に分かってはいたんですけども、まさか、おとといああいうふうにばんと報告されたんですが、これは今議会事務局長がお見えになると思うんですけれども、こういう事前に議長なり、あるいは議会事務局長なりに実は可児市の場所でこういうふうに開始をするよという話がなかったのか。そういったことというのは、これ委員会の議論じゃないかもしれませんが、ああいった類いのことは大きな全国的にばんと出した映像なんですけど、我々議員についてはそういうことが行われると、どういう内容かも全然承服していないんですね。

後になって思ったのは、やはり私も議員を長くやっているとほかから電話があつて、状況を聞く人があるんですが、答えに苦しんだんです。そのことがあるもんですから、伝達の方法というか、その辺でこれは総務企画委員会の関係かどうかは別として、そんなふうにおとといの朝思いました。私も委員長にもちょっと相談してお電話したんですけれども、これはそんな感じをしましたので、一議員として思うにはああいう大きなことについては市長なり市長公室なりに議長に、あるいは議会事務局長に相談をしてもらったほうがいいのではないかとこのように思って今日発言を申し上げたんですが、これはあくまでも私のつぶやきですけども、お聞きをいただきたいと思っております。以上です。

○委員（富田牧子君） ちょっと事務局のほうから執行部に言っていたきたいんだけど、6月に説明しました6月に説明しましたと、こういう発言が本当可児御嵩インターチェンジ工業団地の話のときから私は気になっておったんだけど、私たちとしてはちゃんと8月に委員会を替わっておるわけだから、前その委員会にいたかどうか関係なく、新しい委員会になっていますので、あんな説明を省略するようなことはやめていただきたいし、もっときっちり懇切丁寧に委員会に対して説明するという態度で臨んでいただけるよう、ちょっと言ってください。

○議会事務局長（宮崎卓也君） それはごもっともだと思いますので、その辺は執行部のほうにもお伝えします。

亀谷委員のほうのお話につきましても、ちょっとリニア中央新幹線の話についてはこちら

のほうも全く聞いていない話であったんで、当然事務局に入ってきた話で重要なことは議員にはお知らせするようにはしておりますんで、今回の件は事務局もよく分からないところがあるんですけど、重要な件はしっかりお伝えするようにはしてまいります。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて総務企画委員会を閉会いたしたいと思います。

この後は午後1時から分科会のほうを行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時47分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月10日

可児市総務企画委員会委員長